

■介護保険適用の自己負担額（基本料金＋各加算）

【基本料金】

	<30日あたり>	<1日あたり>
●要支援(2)	44,940円	1,498円
●要介護(1)	45,180円	1,506円
●要介護(2)	47,280円	1,576円
●要介護(3)	48,720円	1,624円
●要介護(4)	49,680円	1,656円
●要介護(5)	50,700円	1,690円

【すべての方が対象となる加算】

- ★ ※医療連携体制加算・・・1日につき74円加算されます。
- ※サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・1日につき44円加算されます。
- ※夜間支援体制加算Ⅱ・・・1日につき50円加算されます。
- ※介護職員等処遇改善加算Ⅰ・・・ひと月の総単位数に対し18.6%加算されます。

※ 栄養管理体制加算 管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと。1月につき60円加算されます。

【対象者のみの加算】

- ※初期加算……………入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、一日につき60円加算されます。
 - ※科学的介護推進体制加算 80円/月 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状態に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを有効に提供する為に必要な情報していること。
 - ※若年性認知症利用者受入加算・・・対象者に個別の担当者を定めて、一日につき240円加算されます。
 - ★ ※看取り介護加算・・・算定要件をふまえた看取りを行った場合。

死亡日以前 4-30日	288円 /日
死亡日前日及び前々日	1,360円 /日
死亡日	2,560円/日
 - ★ ※退居時相談援助加算・・・1人1回を限度に、800円加算されます。
 - ※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がグループホームを訪問し、身体状況の評価を行い、かつ計画作成担当者が連携して計画を作成し実施した場合。(実施された月以降三月の間) 1月につき400円加算されます。
 - ※ 口腔衛生管理体制加算 歯科医師、またはその指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る記述的助言及び指導を月1回以上行っている場合。1月につき60円加算されます。
- ★ 要支援の方は算定されません

■介護保険適用外の自己負担額

●家賃	40,000円 /月	
●食費	1,500円 /日	(45,000円/30日あたり)
●光熱水費	16,000円 /月	

利用料負担2割として記載

グループホーム さくら
 〒010-0057
 秋田市下北手梨平字登館8番地
 TEL018-892-7227
 FAX018-839-5331